

2019年（平成31年）4月25日

保護者 様

明石市立朝霧中学校長 刈谷 恵二

気象警報発令時の生徒の登下校について

新緑の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

昨年から、気象警報発令時等の家庭連絡に連絡網を利用せず、個人情報保護のため、主に「**すぐメール**」(中学校からの連絡メール)を使って連絡をさせていただきます。尚、「すぐメール」をご利用できない方に関しましては、学校から直接家庭に電話連絡することで対応させていただきます。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

さて、気象警報発令時の生徒の登校について、「明石市」に暴風雨・大雨・大雪・洪水等の気象警報発令の場合には、下記のような措置を行いますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 気象警報発令時の生徒の登下校についての措置

- ① 午前7時現在、警報が発令されている場合、生徒を[自宅待機]させてください。
(「すぐメール」に登録されている方には、自宅待機の連絡が入ります)
- ② 9:00までに警報が解除された場合は、10:20から10:40の間に登校させてください。
授業は3校時から行います。給食はあります。(すぐメール・ホームページでお知らせします)
- ③ 9:00現在 警報発令中の場合は、[臨時休校]とします。この場合、給食は中止となります。
(「すぐメール」で次の日の持ち物等の連絡をします。「すぐメール」を利用できない方には、学校から直接家庭に電話連絡します)
- ④ 生徒登校後に警報が発令された場合、発令時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、[引き続いて学校にとどめておくか、下校させるか]を決定します。

2 なお、明石市の気象警報に関する発表は、気象庁のホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/index.html> やひょうご防災ネット <http://bosai.net/> 等から情報を得ることができます。また、テレビでも情報を得ることができますが、播磨南東部ではなく、『明石市』に警報が出ていることをご確認ください。

3 地震発生時の場合

『明石市』に震度5以上の地震が発生した場合「臨時休校」とします。登校前に震度4以下の地震が発生した場合、学校は休校ではありませんが、地域の状況により臨時休校にする場合があります。

4 すぐメール・ホームページで、その後の動きを連絡しますので、学校への問い合わせは、緊急時以外ご遠慮ください。 通学路で危険な状態が発生した時は、学校へご連絡ください。

5 「部活動からの連絡」「クラスからの連絡」「校外活動に関する連絡」「学級閉鎖に関する連絡」も、『すぐメール』でお知らせしますので、ぜひ登録をお願いします。登録料は無料です。

すぐメールの登録方法は aksdef@sg-m.jp へ空メールを送信してください。

学校IDは **asagiri-chgk** です。

6 気象警報発令等で給食が中止となった場合、給食費の返金はありません。これは小学校とは異なりますが、ご了承ください。